

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 6 月 2 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 山本 潤

1. 調達内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 調達件名及び数量 | 大浦沖大型自動観測ブイ回収・廃棄等業務一式 |
| (2) 調達仕様 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期間 | 令和 8 年 1 月 3 0 日 |
| (4) 履行場所 | 入札説明書による。 |
| (5) 入札方法 | 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。 |

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省統一資格の「役務の提供等契約」の業種「調査・研究」または「その他」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
長崎県長崎市多以良町 1 5 5 1 - 8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所管理部門管理課
電話 0 9 5 - 8 6 0 - 1 6 6 2
F A X 0 9 5 - 8 5 0 - 7 7 6 7
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「大浦沖大型自動観測ブイ回収・廃棄等業務入札説明書希望」と記入し社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「大浦沖大型自動観測ブイ回収・廃棄等業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてファックス送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 7 月 8 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。

ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 郵便による入札書及び
証明書の受領期限及び
提出場所

令和7年7月29日 17時00分

3. ①に同じ。
- (2) 開札の日時及び場所

令和7年7月30日 14時00分
長崎県長崎市多以良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 小会議室

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。
- (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否

要。
- (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知
書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先
①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※注2

- ※注1

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2

総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
②当機構との間の取引高
③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当 機 構 に 提 供 し て い た だ く 情 報

① 契 約 締 結 日 時 点 で 在 職 し て い る 当 機 構 O B に 係 る 情 報 (人 数 、 現 在 の 職 名 及 び 当 機 構 に お け る 最 終 職 名 等)

② 直 近 の 事 業 年 度 に お け る 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 及 び 当 機 構 と の 間 の 取 引 高

(4) 公 表 日

契 約 締 結 日 の 翌 日 か ら 起 算 し て 原 則 と し て 7 2 日 以 内 (4 月 に 締 結 し た 契 約 に つ い て は 原 則 と し て 9 3 日 以 内)

(5) そ の 他

当 機 構 ホ ー ム ペ ー ジ (契 約 に 関 す る 情 報) に 「 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 が 行 う 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表 に つ い て 」 が 掲 載 さ れ て い る の で ご 確 認 い た だ く と と も に 、 所 要 の 情 報 の 当 機 構 へ の 提 供 及 び 情 報 の 公 表 に 同 意 の 上 で 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は 契 約 の 締 結 を 行 っ て い た だ く よ う ご 理 解 と ご 協 力 を お 願 い い た し ま す 。

な お 、 応 札 若 し く は 応 募 又 は 契 約 の 締 結 を も っ て 同 意 さ れ た も の と み な さ せ て い た だ き ま す の で 、 ご 了 知 願 い ま す 。

8 . 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ い て

当 機 構 で は 、 国 より 示 さ れ た 「 研 究 機 関 に お け る 公 的 研 究 費 の 管 理 ・ 監 査 の ガ イ ド ラ イ ン (実 施 基 準) 」 (平 成 1 9 年 2 月 1 5 日 文 部 科 学 大 臣 決 定) に 沿 っ て 、 公 的 研 究 費 の 契 約 等 に お け る 不 正 防 止 の 取 り 組 み を 行 っ て お り 、 取 り 組 み の ひ と つ と し て 、 取 引 先 の 皆 様 に 「 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 」 (URL : http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf) を ご 理 解 い た だ き 、 一 定 金 額 以 上 の 契 約 に 際 し て 、 当 該 注 意 事 項 を 遵 守 す る 旨 の 「 誓 約 書 」 の 提 出 を お 願 い し て い ま す 。

公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 関 係 書 類 (① 公 的 研 究 費 の 不 正 防 止 に か か る 「 誓 約 書 」 の 提 出 に つ い て 、 ② 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 と の 契 約 等 に あ た っ て の 注 意 事 項 、 ③ 誓 約 書) は 、 入 札 説 明 書 に 添 付 し ま す の で 、 契 約 相 手 方 と な っ た 場 合 は 、 誓 約 書 の 提 出 を お 願 い し ま す 。

な お 、 当 機 構 の 本 部 、 研 究 所 、 開 発 調 査 セ ン タ ー 、 水 産 大 学 校 い ず れ か 1 箇 所 に 1 回 提 出 し て い た だ け れ ば 、 当 機 構 内 の 次 回 以 降 の 契 約 で は 再 提 出 す る 必 要 は あ り ま せ ン 。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 大浦沖大型自動観測ブイ回収・廃棄等業務
2. 業務目的 本業務は、有明海奥部の海洋環境を把握する際に使用していた大型自動観測ブイ（以下、「観測ブイ」とする。）を陸上に回収し、適正に廃棄処理することを目的とする。
3. 作業場所 ①回収作業 佐賀県藤津郡太良町大浦沖（大浦沖）
北緯 33 度 00.0 分、東経 130 度 14.5 分
②解体・廃棄作業 請負者の指定場所
4. 履行期限 令和 8 年 1 月 3 0 日
※海上での作業は、令和 7 年 1 2 月 2 6 日までを期限とする。
（天候等により変更がある場合には担当職員と相談のこと）
5. 業務内容 佐賀県藤津郡太良町大浦沖（図 1）に設置している観測ブイ（図 2）について、観測ブイ本体、係留索、シンカーを回収したのち陸揚げし、陸上で解体後、廃棄作業を行うこと。
詳細は以下の通り。
 - 1) 作業前手続き
観測ブイ回収作業に係る必要書類（海上作業届等）及び陸上での解体作業に係る必要書類の有無を確認後、必要な場合には作成し関係部署に提出すること。
 - 2) 観測ブイ本体の回収作業
台船 1 隻（※ただし、70 t 耐荷重クレーンを装備し、直径約 4 m の観測ブイ（図 3）1 台が積載でき、さらに回収時に取り回し作業スペースが確保できるもの。）と作業船 1 隻（※ただし、係留索等を牽引・曳航し、チェーンを含めた係留索を船首、舷側、船尾で堪えるためのウィンチ（ウィンチ耐荷重 1 t 程度）を有し、作業時に係留索や周辺の浮標ブイを損傷させない程度に小回りが利く大きさであり、船長ほか潜水土、作業員数名が乗船できるもの）計 2 隻を用いて、以下の作業を行う。なお、台船・作業船等の船舶は請負者が手配すること。
 - ① 観測ブイ本体を吊り上げる際にブイを固定するための作業用ロープ 2 本（φ 10～20 mm、100 m 程度、一端は台船で保持）を持って作業船でブイ本体に接近し、ブイの 2 箇所に繋ぐ。
 - ② 観測ブイ本体を台船に引き上げる際に、3 本の係留索を観測ブイ本体から切り離すが、切り離した際に係留索がばらけるのを防ぐために、切り離す前に係留索同士を結束しておく。作業は、係留索がブイ本体に接続された状態

で隣接する 2 本の観測ブイ本体近傍のコッキン止め部分(φ 50mm DR ロープ側；図 2、4 を参照)同士を作業ロープ(φ 10~20 mm、30 m 程度)で結束する。これを 2 箇所を実施する。

- ③ 潜水士により観測ブイ本体と係留索をつないでいるシャックルを順番に外し、係留索と観測ブイ本体を取り外す。シャックルが固着して外れない場合には、コッキン止め部分の結束ロープを切断して外す。
- ④ 作業用ロープで繋がれた 3 本の係留索に、潜水士が作業用ロープ(φ 10~20 mm、50m 程度)を取り付け、作業船に渡したのち観測ブイ本体から離れるように作業船で曳航する。また、係留索、シンカーの回収までの視認性及び安全性の確保のために、標識灯を取り付けたブイを取り付ける。必要な標識灯、浮子、ロープ等は請負者が用意する。
- ⑤ 観測ブイ本体に吊り上げ用のワイヤー(適切なものを請負者が用意)を取り付けた後、台船のクレーンを用いて吊り上げ、台船に回収する。
- ⑥ 回収した観測ブイ本体を請負者指定場所まで輸送し、台船のクレーンを用いて陸揚げする。
- ⑦ 陸揚げ後、解体作業開始までの間、関係者以外の立ち入りができないような対策を施す。

以上の①~⑦の作業を、1 日を目途に実施する。

3) 係留索及びシンカーの回収作業

台船 1 隻(120 t 耐荷重クレーンを装備し、係留索 2~3 本(平積みスペースは 30 m²程度)とシンカー(形状は図 5 を参照) 2~3 個(30 m²程度)が積載でき、さらに回収時に取り回し作業スペースが確保できるもの)と作業船 1 隻(係留索等を牽引・曳航し、チェーンを含めた係留索を船首、舷側、船尾で堪えるためのウィンチ(ウィンチ耐荷重 1t 程度)を有し、作業時に係留索や周辺の浮標ブイを損傷させない程度に小回りが利く大きさであり、船長ほか潜水士、作業員数名が乗船できるもの)計 2 隻を用いて、以下の通りに作業を行う。なお、台船・作業船等の船舶は請負者が手配すること。

- ① 作業用ロープで繋がれた 3 本の係留索のうち、1 本を作業船により取り外し、吊り上げ用ワイヤー(適切なものを請負者が用意)を取り付けた後、台船のクレーンを用いて吊り上げて係留索を張る。作業船で張った係留索に近づき潜水士を降ろす。潜水士は水中ポンプ(請負者が用意)を持って係留索に沿って海底に降りる。海底で埋没しているシンカー周辺の堆積物を、水中ポンプの水流を利用して巻き上げて除去し、台船のクレーンと連携しつつ係留索を徐々に引き上げる。巻き上げた堆積物により視界が悪くなるため、作業には細心の注意を払い、作業に支障がある場合には視界が回復するまで待機するなどの安全対策を講ずること。
- ② 係留索の張り具合が弱くなった時点で潜水士を待避させ、シンカーを海面付近まで引き上げる。作業船により係留索の状況を確認した後、係留索の強度に問題ないと判断した場合にはそのまま台船まで引き上げる。係留索に傷

み等がある場合には吊り上げ用ワイヤーをシンカーに直に取り付ける等の対策をした後、引き上げる。

③ 回収した係留索・シンカーを請負者指定場所まで輸送し、台船のクレーンを用いて陸揚げする。

④ 陸揚げ後、解体作業開始までの間、関係者以外の立ち入りができないような対策を施す。

以上の①～④の作業を、安全を考慮し1日を目途に実施する。

残り2本の係留索・シンカーについても①～④を繰り返して回収する。

4) 回収した観測ブイ、係留索、シンカーの解体・廃棄作業

回収した観測ブイ本体（標識灯、計測制御装置、データ通信装置、電源装置、ソーラーパネル、バッテリー等を含む）は、解体した後、法令に基づいて適切に処分する。回収した係留索・シンカーは、分別が必要であれば解体・分別し、法令に基づいて適切に処分する。

6. 報 告 業務完了後、作業過程等を取りまとめた業務報告書を1部作成し、当所へ提出すること。また、その際、廃棄が適切に行われたことを証明する書類を合わせて提出すること。

■報告書提出場所

〒851-2213

長崎県長崎市多以良町1551-8

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所

7. そ の 他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

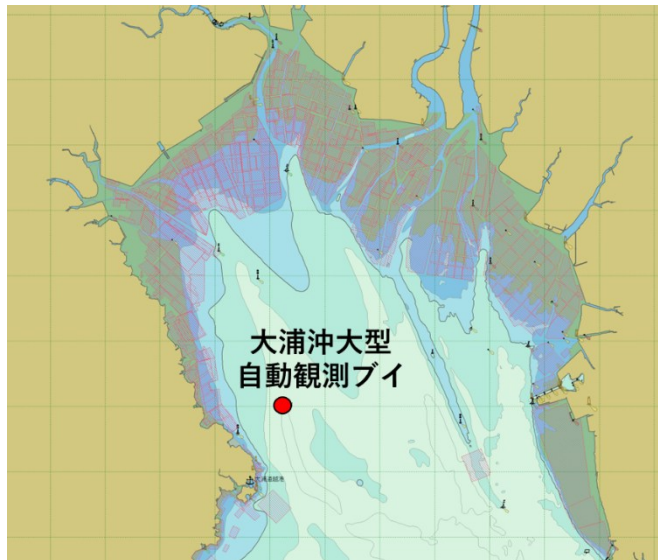


図1 有明海における大浦沖大型自動観測ブイの係留設置定点
北緯 33 度 00.0 分、東経 130 度 14.5 分

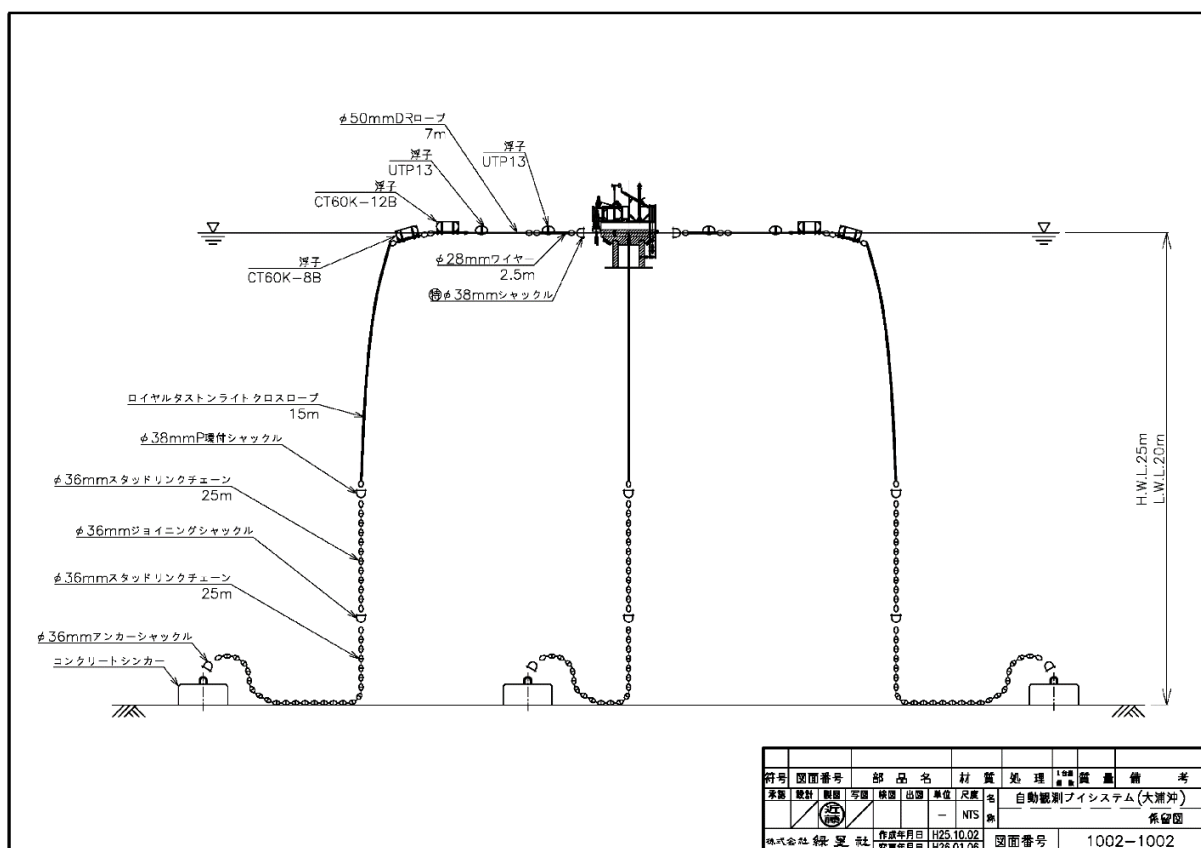


図2 大型自動観測ブイの係留系概要図

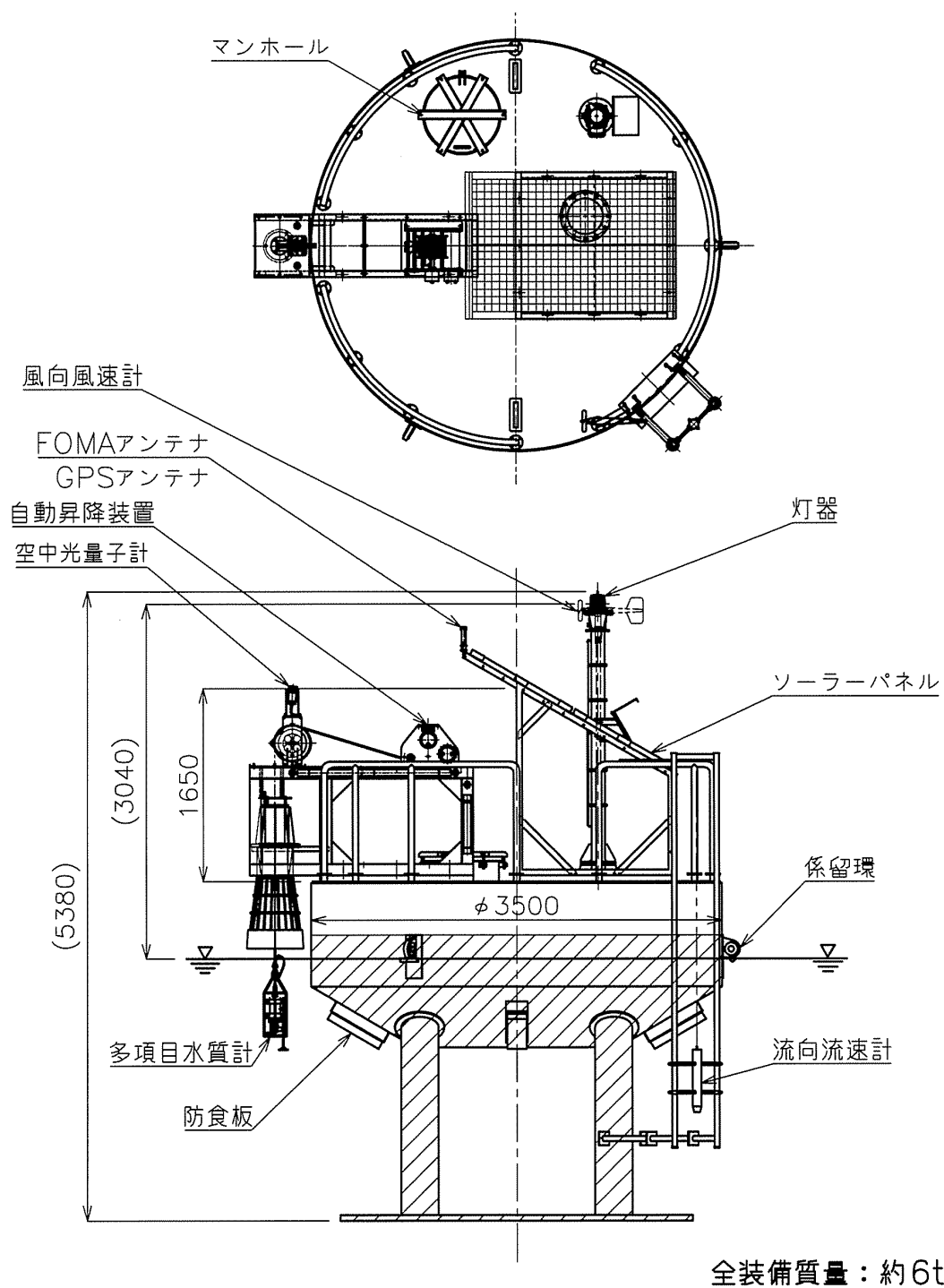


図3 大型自動観測ブイの観測ブイ本体の概要

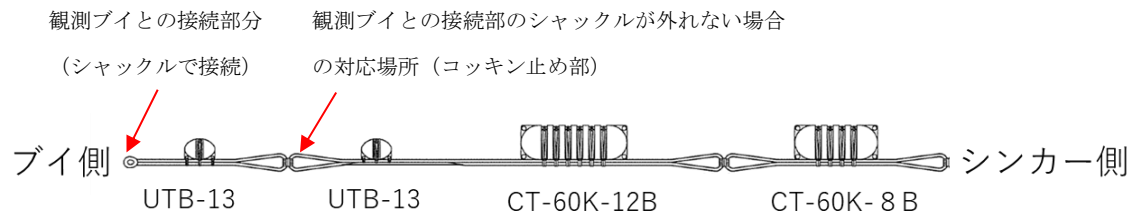


図4 大浦沖大型自動観測ブイの海上部分の係留索の構成。赤色矢印は回収時に作業が必要な箇所を示す。

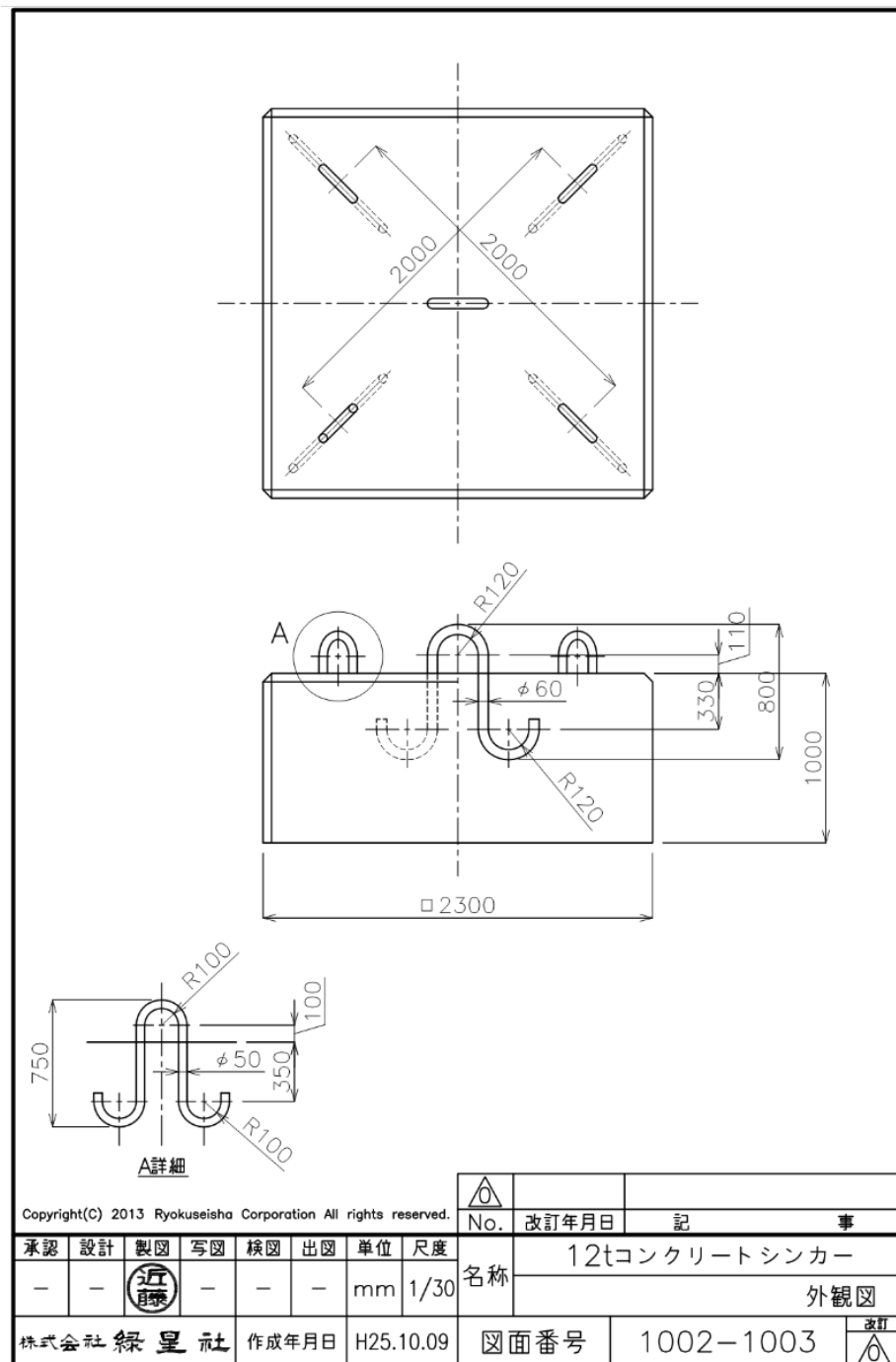


図5 大浦沖大型自動観測ブイのシンカーの構造